

厚岸町条例第31号

厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月14日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とす

る。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(厚岸町国民健康保険税条例の一部改正)

- 2 厚岸町国民健康保険税条例（昭和33年厚岸町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項第1号中「氏名」の次に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」を加える。

（厚岸町介護保険条例の一部改正）

3 厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年厚岸町条例第20号）による乳幼児等医療費の助成にあって規則で定めるもの
2 町長	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年厚岸町条例第21号）によるひとり親家庭等医療費の助成にあって規則で定めるもの
3 町長	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費の助成にあって規則で定めるもの
4 町長	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年厚岸町訓令第67号）による介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務にあって規則で定めるもの
5 教育委員会	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱（平成17年厚岸町教育委員会訓令第5号）による要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する事務にあって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例による乳幼児等医療費の助成に関する事務にあって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）にあって規則で定めるもの

	て規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	社会福祉法人等による利用者負担額の軽減に要する事業実施要綱による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	厚岸町要保護児童生徒認定及び準要保護児童生徒認定に関する取扱い要綱による要保護児童生徒認定に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの